

■新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止予防におけるガイドライン（2020.4.20 現在）

政府による「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の決定や緊急事態宣言の発令など、国内での感染拡大防止の取組みに向けた社会的要請も高まる中、従業員の安全確保を図りながら、できる限り事業活動を継続していくとともに、社会的責任を果たしていくことが最も重要であると受け止め、下記の予防的対応の措置等を実行することと致します。

お客様、お取引先様にあたりましては、趣旨をご理解のうえ、対策の実行につきまして、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 従業員の基本行動

- ・ 出社前に自宅にて必ず体温測定を行い、健康状態を確認する。
- ・ 就業中はマスクを着用する。
- ・ できるだけ人混みを避ける。
- ・ 事業所（建屋）入室時にはアルコール消毒をする。できる限り、石鹸による手洗いを実行する。
- ・ 手洗い、うがいは頻回（トイレ時、食事前などは必ず）に行い、咳エチケット等の衛生管理行動を徹底する。
- ・ 風邪の症状がある場合は、自宅での安静・療養を原則とする。
- ・ 移動する際は公共交通機関の使用を控え、極力自家用車を利用する。

2. 体調不良者・感染者・濃厚接触者の対応

（1）体調不良時の行動

- ・ 発熱（37.5 度以上）、その他風邪の症状がみられるときは、出社せず自宅にて療養する。
通勤中や勤務中に体調不良になった場合も速やかに帰宅する。
- ・ 以下に該当する場合は、各都道府県で設置している「帰国者・接触者相談センター」(*1)に相談し指定された医療機関を受診する。
 - － 風邪の症状や発熱（37.5 度以上）が 4 日以上(高齢者や基礎疾患等がある場合は 2 日程度) 続いている。
 - － 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

*1 都道府県の帰国者・接触者相談センター は以下のリンク先を参照

https://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona_news.html

- ・ 症状や期間が上記に満たない場合でも、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、掛かり付け医等で受診する。
- ・ 本人が新型コロナウイルスに感染した場合は、速やかに総務部に報告する。
完治するまでは出社せず、自宅にて療養する。

- ・新型コロナウイルスの疑いから、検査の結果、「異状なし・経過観察」となった場合は、解熱するまで自宅にて療養する。
- 但し、「異状なし・経過観察」期間において、勤務可能な健康状態で、在宅勤務し得る設備が整っている場合は、在宅勤務を認める。

(2) 感染者との濃厚接触(*2)が判明した時の行動

- ・同居の家族が新型コロナウイルスに感染したと判明した場合や感染者と職場・プライベートにおいて濃厚接触していたことが判明した場合には、速やかに所属長に報告し、最後に接触した日から2週間(*3)は自宅待機とする。
- 尚、在宅勤務をし得る設備が整っている場合は、在宅勤務を認める。
- ・同居の家族が濃厚接触者になった場合も同様の対応を行う。

*2 濃厚接触とは（国立感染症研究所感染症疫学センターによる）

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった。
- ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた。
- ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い。
- ・その他、手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安2メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった。

*3 厚労省が発信している感染疑いがある期間の目安に準ずる。今後期間の変更があった場合にはそれに従う。

(3) 報告

- ・職場にて感染者、濃厚接触者、その他感染の可能性のある従業員が発生した場合は、所属長経由、または直接、総務部へ速やかに連絡を行う。連絡を受けた総務部は、必要に応じて保健所に相談し指導を踏まえた対応を行う。

3. 予防活動

(1) イベント・会議・懇親会等の開催及び参加の禁止

- ・密閉空間・密集場所・密接場面を避けるため、社内外を問わず、人が集まる会議・イベント・親睦会・食事会等の開催及び参加を禁止とする。
- 但し、業務上避けられないときは本部長が承認した場合に限り許可することとし、余儀なく開催または参加する際は、記録を残し不測の事態に備えるようにする。
- ・事務所作業スペースの分散化。

(2) 出張（日帰り出張を含む）及び外出、並びに社外の人との面談の禁止

- ・出張（日帰り出張を含む）を禁止とする。
- 但し、業務上避けられないときは本部長が承認した場合に限り許可する。

- ・ 不要不急の外出及び県をまたいでの移動を禁止する。
但し、業務上避けられないときは本部長が承認した場合に限り許可することとし、余儀なく外出する際は、訪問記録を残し不測の事態に備えるようにする。
- ・ 弊社へのご来訪については、原則お断りする。
但し、業務上避けられないときは本部長が承認した場合に限り許可することとし、余儀なく来訪を受付ける際は、来訪記録を残し不測の事態に備えるようにする。
- ・ 外務省が定める感染危険レベル2以上に指定されている地域からの来客受入れ、及び社外での面談は禁止とする。

【参考】

厚労省 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html